

国立大学法人東京外国語大学アゴラ・グローバルプロジェクトスペースの使用に関する規程

〔平成 22 年 2 月 9 日〕
規 則 第 1 号

改正 平成 28 年 3 月 25 日規則第 44 号 令和 5 年 2 月 22 日規則第 5 号

(目的)

第 1 条 この規程は、既存の組織の枠組みを超えたプロジェクトチームが研究活動を行うスペースとして、アゴラ・グローバル内にあるプロジェクトスペース（以下「プロジェクトスペース」という。）を使用させる場合に必要な事項を定め、もって適正な管理を行うことを目的とする。

(使用申し込み及び許可)

第 2 条 プロジェクトスペースの使用を希望するプロジェクトチームの代表者は、使用申請書（第 1 号様式）を、原則として使用を開始しようとする日の 1 ヶ月前までに施設企画課を経て学長へ申請しなければならない。

2 学長は、使用許可の適否を判断するものとする。

3 学長は、プロジェクトスペースの使用を許可する場合は、使用許可書（第 2 号様式）を交付する。

(使用期間等)

第 3 条 使用期間は、当該プロジェクトチームの研究目的、研究計画等を考慮し、3 年を限度（再申請による更新は可能とする。）として決定する。

2 使用期間中にプロジェクトチームの研究目的が達成された場合、その他の事情によりプロジェクトスペースの使用を中止する場合には、すみやかにその旨を学長へ届け出るものとする。

(光熱水料等)

第 4 条 プロジェクトチームは、プロジェクトスペースを使用するにあたり必要な光熱水料及び施設維持にかかる費用等（以下「光熱水料等」という。）を専有面積に応じ負担するものとする。

2 プロジェクトスペースの光熱水料等の金額については別に定める。

(遵守事項)

第 5 条 プロジェクトスペースの使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、常にプロジェクトスペース内の整理整頓に努めるとともに、盗難防止、火災予防等プロジェクトスペースの管理に当たらなければならない。

2 使用者は、許可された使用目的以外にプロジェクトスペースを使用することはできない。ただし、使用目的変更の許可を得た場合はこの限りではない。

3 使用者が、使用目的の変更を行おうとする場合は、第 2 条（使用申し込み及び許可）に準じて再度申請し、許可を得なければならない。

4 施設等に大幅な改造を加える必要があるときは、事前に施設企画課と協議のうえ、学

長の許可を得なければならない。

- 5 使用者は、プロジェクトスペースの使用中止、使用目的が達せられた場合または使用期間が満了した場合は、プロジェクトスペースを原状に復し、すみやかに学長に返還しなければならない。

(使用許可の取消・使用停止)

第6条 学長は、使用者が許可なく使用目的の変更、プロジェクトスペースの改造等を行った場合は、プロジェクトスペースの使用許可を取り消し、または使用を停止させることができる。

- 2 学長は、前項のほか、特別の理由が生じた場合及びプロジェクトスペースの運営上特に必要な場合は、使用許可の取り消し、または使用許可条件を変更することができる。

- 3 使用者は、プロジェクトスペースの使用許可を取り消された場合は、プロジェクトスペースを原状に復し、すみやかに学長に返還しなければならない。

(プロジェクトスペースへの立入)

第7条 学長は、管理上必要と認めたとき、プロジェクトスペース内に立ち入り、使用状況を検査することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成22年2月9日から施行する。
- 2 第4条に定める光熱水料等については、当面の間、これを徴収しないものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年2月22日から施行する。